

# ゼウス決済サービス共通規約

## 第1条 (目的)

本規約は、株式会社ゼウス(以下「ゼウス」といいます。)と、ゼウスが提供する各種決済サービス(以下「本サービス」といいます。)に係る規約(以下「原規約」といい、本規約と併せて、以下「本契約」といいます。)の適用を受ける加盟店(以下「加盟店」といいます。)との間で適用される一般条項について定めることを目的として規定されます。

## 第2条 (守秘義務)

加盟店及びゼウスは、本契約の履行に関連して知り得た相手方又はゼウスが本サービスを提供するために提携している事業者(第三者に対して本サービスを紹介斡旋するものも含み、以下「提携先」といいます。)の技術上、営業上その他の事業上の一切の秘密情報について責任を持って管理するものとし、本契約に定める目的以外の目的に利用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 当該情報を知った時点で秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた秘密情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 本契約に違反することなく、かつ、提供の前後を問わず公知となった情報

## 第3条 (個人情報の取扱い)

1. 加盟店及びゼウスは、相手方の個人情報を、個人情報の保護に関する法律及びそれに関連するガイドラインに従い、漏えいその他の事故が発生しないよう必要な安全管理措置を講じるほか、適切に取り扱うものとし、
2. ゼウスは、加盟店による個人情報の取扱いが前項に反するなど不適切に取り扱われていると判断した場合、加盟店に対し個人情報が適切に取り扱われるよう適当な措置を請求することができ、加盟店はこれに従います。
3. 加盟店は、加盟店が本サービスを利用して行う業務に関して、提携先からゼウスを通じて取得した第三者に関する個人情報がある場合、当該個人情報の適正な取扱い及び安全管理のためにゼウス又は提携先が要求する措置に従うものとし、

## 第4条 (不正アクセスの禁止)

1. 加盟店及びゼウスは、提携先のコンピューターに不正なアクセスを行ってはならないものとします。

2. 加盟店及びゼウスは、相手方の保有するコンピューターに対して不正なアクセスを行う等、その業務を妨害してはならないものとします。

#### 第5条 (反社会的勢力の排除)

1. 加盟店及びゼウスは、相手方に対し、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらの者を「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 加盟店及びゼウスは、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 加盟店及びゼウスは、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部若しくは一部を停止し、又は相手方との契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。なお、加盟店及びゼウスは、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何ら説明し、又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解除に起因し、又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認します。
4. 加盟店及びゼウスは、自己(自己の役員等を含みます。)が第 1 項又は第 2 項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、相手方に生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約するものとします。

#### 第6条 (解除事由)

1. 加盟店及びゼウスは、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したものの改善がなされなかったときのほか、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解除することができます。
  - (1) 自ら振り出した手形若しくは小切手が不渡りになったとき又は支払停止となったとき。
  - (2) 差押、仮差押、滞納処分、強制競売その他の強制執行等を受けたとき又は抵当権等の担保権の実行を受けたとき。
  - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てを受け、又はこれらの申し立てを自ら行ったとき。
  - (4) 前三号に準ずるほど支払能力が極度に低下したと判断できる相当の理由が認められるとき。
  - (5) 相手方への業務妨害に相当する重大な背信行為があったとき。
  - (6) 法令に違反し、公的機関から処分を受けたとき。
2. ゼウスは、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解除し、又は当該事由の発生に伴い生じた問題を解消するためにゼウスが適当と判断する措置を講じることができます。この場合において、ゼウスは、当該措置を講じるために要した費用を加盟店に請求することができます。加盟店はこれに応じるものとします。
  - (1) 提携先が定める解除事由に該当したとき。
  - (2) 本契約に定める禁止行為に違反したとき。
  - (3) 本サービスの提供に必要な提携先のサービスが終了したとき。
  - (4) 本サービスの提供に必要なゼウスと提携先との契約又は加盟店と提携先との契約が成立せず、又は終了したとき。
  - (5) 法令等の制定又は変更等により、本サービスの提供ができなくなったとき。
  - (6) 加盟店の提供するサービスに関する苦情又は損害賠償請求等が発生したとき。
  - (7) 背信行為その他本契約を継続し難い重大な事由が認められるとき。
  - (8) 事前に届け出られた事項の変更についてゼウスに連絡がない、又は当該変更が本契約に違反するとき。
  - (9) 事前に届け出られた加盟店の連絡先に対して連絡を行っても加盟店との間で連絡を取ることができないとき。
  - (10) 個人情報漏えいし、又は漏えいするおそれがあるとゼウスが判断したとき。
  - (11) 1年以上本サービスの利用がないとき。
  - (12) その他ゼウス又は提携先が加盟店として不適当と判断したとき。
3. 加盟店は、加盟店が第1項に定める解除事由に該当し、又は前項に基づき本契約が解除された場合、ゼウスに対し支払うべき金額につきその期限の利益を失い、その全額をゼウスに速やかに支払わなければなりません。
4. 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げません。

## 第7条 (支払留保)

1. ゼウスは、加盟店において前条の解除事由その他法令に定める解除事由が生じた場合、加盟店が負担すべき債務の弁済に充てるため、加盟店に支払うべき金銭の全部又は一部の支払いを原則として6ヶ月間留保することができます。
2. 前項で定めた支払留保期間中(第3項で延長した期間中も含まれます。)、加盟店がゼウスに対して負担すべき債務が発生した場合、ゼウスは、加盟店に対する意思表示をせずに、前項で支払いを留保した金銭をこれに充当することができます。
3. ゼウスは、第1項で定めた留保期間中又は留保期間満了後、留保できる期間を延長することができるものとします。
4. 第2項で発生した債務の総額が第1項でゼウスが留保した金額を超過する場合、ゼウスは、不足金額につき別途請求するものとし、加盟店は、支払期日までに当該不足金額をゼウスに支払います。
5. ゼウスは、第1項で支払いを留保した金額につき、第1項に定める期間満了後、第2項で支払いに充当した額を控除した上でゼウスが定める方法に従って加盟店に返還します。なお、ゼウスが本条に基づき留保した金額について遅延損害金及び利息等は発生しません。

## 第8条 (損害賠償)

1. 加盟店は、ゼウスが故意又は重大な過失に基づいて本契約に違反した場合に限り、その違反と相当因果関係の認められる範囲の損害の賠償をゼウスに対して請求することができます。ただし、特別の事情によって生じた損害については、予見することの可能性にかかわらずこの限りではありません。
2. 加盟店の行為により、ゼウス又は提携先に損害が生じた場合、加盟店は、ゼウス又は当該ゼウスの提携先からの損害賠償請求に応じる義務を負います。
3. ゼウスが提携先に対して加盟店を連帯保証している場合、前項の損害賠償請求に関し、ゼウスが提携先から保証債務の履行を求められたときには、加盟店は、ゼウスの保証債務の履行前後を問わず、求償権に基づく請求に応じるものとします。

## 第9条 (本サービスの提供の停止)

1. ゼウスは、加盟店において解除事由が発生した場合又は電気通信回線の通信不能若しくは地震等の自然災害等ゼウスの責めによらない事由により本サービスの提供ができない場合、本サービスの提供を一時停止させることができるものとします。この場合において、ゼウスが本契約に定める義務を履行できなかったとしても、何らの責任を負いません。
2. ゼウスは、保守点検を目的として本サービスの提供を停止することができるものとし、このために生じた本サービスの提供の停止については、何らの責任を負いません。なお、本サービスの提供の停止は、加盟店に対して停止の時期を事前に通知した上で行うよう努めますが、緊急等やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### **第10条 (問合せ等の対応)**

1. 加盟店は、第三者からの問合せ及びクレーム等に対する対応業務を行うものとし、対応にあたり、解決に向けて努力するものとし、ただし、本サービスにおけるゼウス及び提携先が行うべき業務に関する問合せについては、ゼウスが対応するものとし、
2. 加盟店と第三者との間で発生する一切の紛争は、加盟店が責任をもって解決するものとし、ゼウス及び提携先には一切の負担を掛けないものとし、
3. ゼウス及び提携先が、加盟店と第三者との間で発生する紛争に対応せざるを得ない場合、加盟店は当該対応に協力するものとし、また、ゼウス及び提携先は、加盟店に対し、当該対応に要した費用及び損害賠償を請求できるものとし、
4. ゼウスは、加盟店による本契約違反によりゼウス及び提携先に対し問合せがあった場合、加盟店の連絡先その他ゼウスに事前に届け出られた加盟店の情報を当該問合せ者に対し通知することができます。

#### **第11条 (有効期間)**

1. 本契約は、その成立した日から効力を有し、起算日から1年後の日まで有効とします。ただし、加盟店又はゼウスが契約満了日の2ヶ月前までにゼウス所定の方法による更新の拒絶を行わないときは、本契約はさらに同内容で1年間更新されるものとし、以後はこの例によるものとします。
2. 加盟店及びゼウスは、その希望する解約月の2ヶ月前の末日までに相手方に対しゼウス所定の方法により通知を行うことでいつでも解約を行うことができます。なお、解約の効果は解約月の末日に発生し、日割り計算による費用の精算は行いません。

#### **第12条 (契約終了後の有効規定)**

1. 本契約が終了した場合であっても、契約が終了した日までに行われた取引について、本契約は有効に存続します。ただし、加盟店及びゼウスが別途合意をした場合はこの限りではありません。
2. 前項の規定にかかわらず、本規約の規定については、本契約終了後においても効力を有します。

#### **第13条 (商号等の使用)**

1. 加盟店は、原則として、ゼウスの許諾を得た場合に限り、ゼウスの商号、商標、ロゴ等を、本契約の有効期間中、ゼウスが定める方法及び範囲に従って使用することができます。
2. 加盟店は、提携先(第三者に対して本サービスを紹介斡旋するものを除きます。)の商号、商標、ロゴ等を、本契約の有効期間中、ゼウス又は提携先が定める方法及び範囲に従って使用することができます。

#### 第14条 (地位の譲渡等)

加盟店は、本規約に定める権利義務及び契約上の地位を第三者に譲渡し、又は担保に供する場合には、事前にゼウスの定める手続きに従います。なお、ゼウスは、ゼウスにおいて承認されていない権利義務及び契約上の地位の譲渡又は担保供与については受け付けません。

#### 第15条 (届出事項の変更)

1. 加盟店は、ゼウスに対して届け出た事項(以下「届出事項」といいます。)に変更が生じた場合、その旨を遅滞なくゼウスに通知するものとします。ただし、届出事項に変更が生じたことをゼウスが適法に取得した情報により認識した場合、ゼウスは、その裁量で届出事項の変更手続きをとることができます。
2. ゼウスは、加盟店に対し、別途指定する事項につき定期的に又は随時報告を求めることができます。
3. ゼウスは、加盟店が前二項に定める対応を行わなかったことにより、加盟店に何らかの損害等が生じたとしても、当該損害等について責任を負いません。

#### 第16条 (本契約の変更)

1. 本契約を変更する場合、次の各号のいずれかの方法によるものとします。
  - (1) ゼウスが変更予定日の1ヶ月前までに加盟店に対して変更内容を通知する方法
  - (2) 加盟店及びゼウスがゼウス所定の方法で合意する方法
2. 前項第1号の通知受領後、加盟店が変更予定日の5営業日前までに次項に定める措置をとらなかった場合、加盟店は、変更内容を承認したものとし、以後、変更後の契約が適用されます。
3. 第1項第1号の通知受領後、加盟店が変更予定日の5営業日前までに異議を申し出た場合には、ゼウスは、加盟店が解約の意思表示をしたものとみなすことができるものとし、変更予定日の属する月の前月末日までに本契約の解約の手続きを行うものとします。
4. 前各項の規定にかかわらず、加盟店にのみ利益となる変更の場合又は誤記、表現の修正その他本契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、ゼウスは、ゼウスが定める日付で本契約を変更することができるものとします。

#### 第17条 (通知)

1. 本契約に関するゼウスの加盟店に対する通知は、加盟店がゼウスに対し届け出た連絡先に対して書面による送付、ファックス若しくは電子メールによる送信又はゼウスのウェブサイト上に掲載する等ゼウスが適当と判断する方法によって行います。
2. ゼウスが前項の通知を、①書面を送付する方法により行った場合、その通知が通常到達すべき時点、②ファックス又は電子メールを送信する方法により行った場合、ゼウスがファックス又は電子メールを発送した時点、③ゼウスのウェブサイト上に掲載する方法により行った場合、ゼウス

が通知内容を含むデータをアップロードした時点で、それぞれ到達したものとみなします。

#### **第18条（再委託）**

ゼウスは、本サービスの提供のための業務の全部又は一部を、加盟店の承諾なく第三者に再委託することができます。

#### **第19条（本規約と原規約の関係）**

本規約と原規約の内容が矛盾する場合は、原規約の内容が優先します。

#### **第20条（準拠法）**

本契約に関する準拠法は日本法とします。

#### **第21条（合意管轄裁判所）**

加盟店及びゼウスは、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### **第22条（協議事項）**

本契約に定めのない事項については、加盟店及びゼウスは、信義に従い誠意をもって協議することにより解決するよう努めるものとします。

付則

2022年6月1日 改定

2021年12月1日 改定

2007年2月1日 制定